

# 太陽光発電システムのトラブル事例

弁護士 吉沢寛

今回は住宅用太陽光発電についてのトラブル事例を考えてみましょう。

太陽光発電設備販売の急激な拡大に比例して住宅用太陽光発電設備についてのトラブルが増えています。資源エネルギー庁のHP（「太陽光発電に関するトラブルのご注意下さい。」）や国民生活センターのHP（「相談事例」「ソーラー設備」）を見ると、具体的なトラブル事例が多数挙げられています。

主な事例を見てみましょう。

## 1 設置のトラブル

太陽光発電設備は家庭用でも数百kgの重さがあり、個人家屋の屋根に設置した結果雨漏りが起きたり、建物としての構造上の安全性を損なうて耐震強度を満たさなくなる危険が生ずることもあります。

太陽光発電設備の施工については、先ず「メーカーの定める施工要領書」に基づいてちゃんと工事がされているかが問題になります。また、国交省の「太陽光パネルの設置工事に係る施工・検査基準」や「既存住宅売買及びリフォーム工事に

ける瑕疵担保責任保険施工・検査基準（住宅用太陽光発電モジュール設置工事編）」が太陽光発電設備の施工業者の雨漏り等不具合の基本的な防止基準になっており、それとの適合性も問題になります。

また、建物の屋上に設置された太陽光発電設備には建物の一部として建築基準法の適用があります。新築の場合も、リフォームの場合も同じです。

契約者は、工事業者に対し、契約違反についての債務不履行責任や請負の瑕疵担保責任を追及することができます。

新築の場合は、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づき、建設業者・宅建業者に、建物の構造耐力上主要な部分・雨水の浸入を防止する部分の瑕疵（欠陥）につき10年間の保証責任があります。

リフォームの場合は、工事業者がリフォーム瑕疵保険に加入していれば、建物の構造耐力上主要な部分・雨水の浸入を防止する部分の瑕疵については5年間の保険適用があります。

また、契約関係にない居住者等に対しても、建物の設計者・施工者・工事管

理者には当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないようにする注意義務があるという最高裁判例があり（最高裁判平成19年7月6日判決）、契約関係のない居住者等が損害賠償責任を追及することが可能です。

## 2 予想発電量に達しないトラブル

住宅用太陽光発電設備を設置したが、業者の言った予想発電量が得られないトラブルがあります。また、予期した売電収入が得られないトラブルもあります。

### (1) 発電量予測

太陽光発電設備は、その設置地域の気象条件や設置場所での設置状況によってその発電量に変動があります。ところが、「東京の年間平均発電量」だけが説明され、あたかも「東京の年間平均発電量」が当該設置場所でも発生すると誤解されるセールス・トークが行われて後日トラブルになることがあります。

### (2) 売電収入予測

(1) の発電量予測は、発電量に基づく売電収入予測への誤解に通じます。また、発電量の全量買取が保証されているわけではなく、電力会社にとっては

あくまで「余剰電力買取」です。

さらに、発電量は「自家消費量」と「売電量」に分けられますが、「自家消費量」ではその分だけ電気料金の支出を免れるだけで売電単価の収入があるわけでありません。「電気料金単価」≠「売電単価」であり、ここでも誤解が生じます。

## 3 補助金が受けられると言われて契約したが、当該太陽光発電設備では補助金が受けられないトラブル

契約時に「国の補助金が受けられる」と言われて契約したが、当該太陽光発電設備では補助金が受けられないトラブル  
 契約時に「国の補助金が受けられる」と言われて契約したのに、実は補助金が受けられなかったというトラブルもあります。著しく発電効力の低い太陽光パネルなど補助金の対象にならない場合や補助金の受け付けは随時されているが、年度によって補助金の金額が変更する場合があります。そこで誤解が生じることがあります。

## 4 太陽光発電設備の契約と法規制

### (1) 消費者契約法

契約時に「不実告知」（重要事項について事実と異なることを告げること）や「断定的判断の提供」（不確実なものを確実

だと断定的な判断を提供すること）、または「不利益事実の不告知」（事業者が消費者に不利益な事実を故意に告げないこと）があつた場合は、消費者は当該契約を取り消すことができます。

### (2) 景品表示法

「優良誤認表示」（商品の内容について、実際のものよりも著しく優良だと示すこと）や「有利誤認表示」（他の事業者のものよりも、取引の相手方に著しく有利だと示すこと）は禁止されており、消費者庁や都道府県の処分の対象になります。

### (3) 特定商取引法

特に、訪問販売に関しては、特定商取引法の適用を受け、いわゆるクーリング・オフができることがあります。また、しつこい勧誘も、特定商取引法にいう「再勧誘の禁止」に抵触します。

